狂犬病予防の巡回注射を実施します

狂犬病予防法により、犬の飼い主は生後90日を経過した犬に生涯一度の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。

【巡回注射日程】
5月21日(火) 西峰・東豊永・東部
西豊永方面
5月22日(水) 天坪・大杉・立川方面
5月23日(木) 大田口・穴内・大杉方面
6月9日(日) 全地区

【注射料】 3,100円(注射済票代金を含む)
【登録料】 3,000円(生後91日以上の犬)

狂犬病は、犬あるいは動物だけの病気ではなく、人を含めたすべての哺乳類がかかる感染症です。人への感染は、犬にかまれたことによることが多いため、年1回の予防注射が飼い主の義務となっております。必ず予防注射を受けてください。

なお、登録した犬が死亡した場合や、飼い主が変わった場合などは、届け出が必要ですのでご連絡ください。

※登録している犬の飼い主には、5月上旬までに問診票を郵送いたしますので、記入して実施場所に持参してください。

※新しく登録する犬については、予防注射実施場所で登録することも可能ですが、事前に登録をしていただくことで巡回注射をスムーズに行うことができますので、ご協力よろしくお願いします。

問い合わせ先▼**住民課　健康づくり班　村岡**

猫の不妊・去勢手術費用を助成します

猫の不必要な繁殖や飼い主のいない猫の増加を抑え、やむを得ず殺処分される不幸な猫をなくすため、猫の不妊・去勢手術費の一部を助成します。

【対象者】
大豊町内に住民登録がある者

【助成対象猫】
対象者が所有・占有する猫
(メス猫は高知県の助成と重複申請できます。)

【助成金額】
手術費用猫一匹につき上限8,000円
(今年度から増額)

【申請時期】
手術実施前(必ず事前に申請してください。)

問い合わせ先▼**住民課　健康づくり班　村岡**

健診タクシー制度をご利用ください

町内に住民登録のある方が、健診を受けた帰りのタクシー料金の一部を助成します。

【対象医療機関】
大杉中央病院、大田口医院、高橋医院

【助成金額】
医療機関から自宅までの帰りの料金のうち、500円を超える金額(500円は自己負担)

【助成期間】
5月1日～10月31日

【利用方法】
健診を受けて帰る際、医療機関の受付で「タクシー利用助成券(桃色)」を発券してもらい、タクシー乗車時に乗務員に提出してください。

※ただし、買い物など個人的な寄り道区間及び待ち時間の料金は自己負担となります。

問い合わせ先▼**住民課　保険窓口班　前田**

地域で介護予防に取り組みませんか?

【対象となる団体】
65歳以上の住民を対象に、介護予防活動を年4回以上行う団体(5人以上で構成)

※他制度で助成や補助を受けている場合は対象になりません。(あったかふれあいセンター事業との共同開催の場合については、ご相談ください。)

【対象となる活動】
○健康づくり　○認知症予防
○栄養改善に役立つ活動など

【補助対象】
介護予防活動に要する経費(食糧費は除く)

【補助金の上限】
対象の介護予防活動に参加した延べ人数(年間)×100円と5万円のどちらか少ない金額

問い合わせ先▼**住民課　地域包括支援センター班　岡崎**

工業統計調査を実施します

この調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に行うものです。調査票に記入された内容は、統計作成以外に使用されることは絶対にありませんので、調査へのご協力をよろしくお願いします。

【調査基準日】 6月1日

問い合わせ先▼**総務課　企画財政班　三谷**

福祉サービスの利用などをお手伝い!「福祉サービス利用援助事業」のご紹介

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

認知症高齢者や障がい者の方などが、福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの場合に、安心して日常生活が送れるようにお手伝いします。

【対象者】
認知症高齢者の方、精神障がいのある方、知的障がいのある方など判断能力が十分でない方や、日常生活において契約や金銭管理などの判断能力に不安のある方が利用できます。

【判断能力の範囲】
自分がどのような福祉サービスを受けるのかということ、サービス内容を理解して、サービスを受けることによって利用料を支払う必要があることを理解できる判断能力があることが重要なポイントとなります。(本人の意思を確認します)

【支援内容】 ※②または③だけの利用はできません。
①福祉サービスの利用援助
利用できるサービスを紹介し、手続きをお手伝いします。
②日常的な金銭管理サービス
年金や福祉手当を引出し、必要な生活費を手渡します。また、公共料金の支払いをお手伝いしたり、口座引落しの手続きをしたりします。
③書類などの預かりサービス
金融機関の貸金庫を利用し、預金通帳や印鑑、年金証書などを保管します。(預かれないもの：現金金券、株券、宝石、骨董品など)

【利用料】
①・② 1,500円／1時間
(30分までは750円)
③月500円(年6,000円)

※生活保護受給者は、公費補助により無料です。

問い合わせ先▼**大豊町社会福祉協議会　降幡**
☎0887-73-1200

自立相談支援事業について

平成27年4月1日より「生活困窮者自立支援法」が施行され、大豊町社会福祉協議会では、高知県から委託を受け、「自立相談支援事業」を実施しております。

【対象者】
大豊町にお住まいの方で、生活に困りごとを抱えている方や生活に困窮している方など、どなたでもお気軽にご相談ください。

【事業内容】
生活に困り事を抱えている方が、少しでも安心して生活を送れることを目標にしています。
安心した生活を実現するために、どのような支援が必要かを、各関係機関と連携しながら、相談・検討し、各制度の利用や、就労支援、家計改善などを通じて自立に向けた支援を行います。

【連携機関】
各行政機関、法テラス、ハローワークなど

問い合わせ先▼**大豊町社会福祉協議会　坂本**
☎0887-73-1200

身体障害者協議会総会を開催します

【日　時】
6月3日(月)　午後1時～

【場　所】
総合ふれあいセンター3F　多目的ホール

【申込締切】
5月28日(火)

【参加資格】
身体障害者手帳をお持ちの方

【年 会 費】
500円を当日集めます。

【参 加 費】
総会・研修会は無料です。
(総会終了後の研修会は、参加費1,000円)

※総会終了後の研修会については、現在、調整中です。
また、懇親会も計画しており、町内主線の送迎を予定しておりますので、送迎を希望される方は、申込時に併せてご連絡をお願いいたします。

☆賛助会員募集☆
大豊町在住の障がい者の方の社会参加や、共生社会の実現など、本協議会の活動にご賛同いただける方は、賛助会費のご協賛をお願い申し上げます。

問い合わせ先▼**大豊町社会福祉協議会　坂本**
☎0887-73-1200

赤十字の活動に温かいご支援をお願いします

日本赤十字社は、災害時の医療救護をはじめ、日々の事故や急病に備える救急法などの命と健康を守る各種講習、地域でボランティア活動を展開する奉仕団や次代を担う青少年赤十字などの活動を通じて、住民の皆さまとともに「人のいのちと健康、尊厳を守る」活動を続けてまいります。

この活動は、皆さまからお寄せいただいた会費・寄付金により運営しています。地域の奉仕者が皆さま方のお宅や事業所などにお願いに上がりますので、温かいご支援をよろしくお願いします。

問い合わせ先▼**日本赤十字社　大豊町分区**
(社会福祉協議会内)
☎0887-73-1200